

令和3年第4回定例会 議案関係資料(各部個別説明案件)
(当初発送議案)

資料4

		ページ
1	令和3年人事院勧告に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について 【第110号議案関係】	P.1
2	人事・給与制度の見直しに伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について 【第100号議案関係】	P.3
3	箕面市立老人いこいの家の指定管理者の指定について 【第95・96号議案関係】	P.5
4	箕面市立小野原多世代地域交流センターの指定管理者の指定について 【第93号議案関係】	P.6
5	箕面市立かやの広場の指定管理者の指定管理期間の延長について 【第94号議案関係】	P.7
6	予防接種健康被害の救済措置に伴う医療費・医療手当及び障害児養育年金の給付について 【第106号議案関係】	P.9
7	豊能広域こども急病センターの収支差補助金の追加交付について 【第106号議案関係】	P.11
8	箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例の改正について 【第105号議案関係】	P.13
9	箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定について 【第97号議案関係】	P.15
10	箕面新稲の森インフラ整備について 【第106号議案関係】	P.17
11	支援教育充実検討準備事業について 【第106号議案関係】	P.19
12	箕面市立幼保連携型認定こども園条例の制定、箕面市立保育所条例及び箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例の一部改正について 【第101・102号議案関係】	P.21
13	箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理期間の延長について 【第98号議案関係】	P.23
14	箕面市立総合運動場指定管理期間の延長について 【第99号議案関係】	P.24

議会説明資料 第110号議案

令和3年人事院勧告に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について

総務部 人事室

令和3年人事院勧告に対応するため、箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正します。

1 人事院勧告に対する国及び本市の対応

(1) 人事院勧告の内容

令和3年12月支給分から期末手当を引き下げ

【支給率 ▲0.15 月(ただし再任用職員は▲0.10 月)】

(2) 国の対応

国は11月10日から12日までの特別国会において給与法改正案の提出を見送ったため、本年12月期末手当の引き下げを見送り、本年度引き下げ相当分を来年6月期末手当から引き下げる方向で検討中。

(3) 本市の対応

例年本市は国の給与法改正の成立後、国家公務員の給料の見直し内容に準じて人事院勧告に伴う条例改正を行ってきたが、大阪府、大阪市や一部の府内自治体が国の給与法改正を待たず12月期末手当の引き下げを行うことを受け、本市においても、地方自治体の給与等勤務条件は民間企業等の情勢に適応するよう措置する必要があること(情勢適応の原則)及び大阪府内における地域間の給与の均衡を図る必要があることを考慮し、人事院勧告に準じて12月賞与から引き下げを行う。

2 令和3年人事院勧告への対応内容と改正する条例

(1) 人事院勧告への対応内容

期末手当の引き下げ	特別職・議員・一般職(常勤、任期付職員)	▲0.15 月分
	再任用職員・会計年度任用職員	▲0.10 月分

・特別職、議員（期末手当）

	特別職・議員
現 行	4.40 月
改定後	4.25 月

・一般職（期末勤勉手当）

	常勤・任期付
現行	4.45 月
改定後	4.30 月

・再任用職員（期末勤勉手当）

	再任用職員
現 行	2.35 月
改定後	2.25 月

・会計年度任用職員（期末手当）

	会計年度任用職員
現行	1.45 月
改定後	1.35 月

（2）改正する条例

- ①箕面市一般職の職員の給与に関する条例
- ②箕面市特別職の職員の給与に関する条例
- ③箕面市報酬及び費用弁償条例
- ④箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

3 人件費の年間影響額

▲約 7,130 万円（令和3年度一般会計予算）

4 実施時期

令和3年12月1日（令和3年12月賞与から反映）

人事・給与制度の見直しに伴う箕面市一般職の 職員の給与に関する条例等の改正について

総務部 人事室

- ◆ 平成26年度の人事・給与構造改革により、頑張った職員が報われる制度をめざして、「年齢と処遇の一致」から「責任と処遇の一致」へと給料表、諸手当、職階等を見直しました。
- ◆ 平成27年4月から、新たな人事・給与制度の運用を開始していますが、制度開始後、6年が経過し、室長級及び参事級職員の職務内容と職責の曖昧さや、一般職の給料の号給間の差額(間差)などについて、様々な課題が見えてきました。
- ◆ 人事・給与構造改革のコンセプトである「責任と処遇の一致」や、上位の職階との給料の逆転現象を発生させないこと(給料の重複「0」ポイントを維持)を変更せずに、より能率的な組織体制をめざして、課題を解消するために一部制度を見直します。
- ◆ これに伴い、箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正します。

1 人事・給与制度の見直しの内容と改正する条例

(1) 人事・給与制度の見直しの内容

① 職階の見直しについて

現在、行政職(3等級と4等級)の室長級職員、行政職(5等級と6等級)及び専門職(4等級と5等級)の参事級職員の職務内容と職責(位置づけ)が曖昧になっている。

職務給の原則を遵守するため、また、能率的な組織体制を構築するとともに、室長級職員及び参事級職員の職務内容と職責を明確化するために次のとおり見直しを行う。

- ・行政職の3等級と4等級を統合し、専門職と同様に室長級の等級を1つ(新3等級)にする。
- ・参事級の職階(役職名)を「主幹級(室長補佐)」と「参事級(グループ長)」に変更し、役割をわけける。

【現 行】

職 階	行政職	専門職
部長級	1等級	1等級
副部長級	2等級	2等級
室長級	3等級	3等級
	4等級	
参事級	5等級	4等級
	6等級	5等級
一般職	7等級	6等級
	8等級	7等級

【見直し後】

職 階	行政職	専門職
部長級	1等級	1等級
副部長級	2等級	2等級
室長級	新3等級	3等級
主幹級(室長補佐)	新4等級	4等級
参事級(グループ長)	新5等級	5等級
一般職	新6等級	6等級
	新7等級	7等級

②給料月額の見直しについて

上記①の見直しにあわせて、室長級及び副部長級職員について、職責に見合った給料月額に見直す。

- ・行政職給料表の新3等級の上限額及び2等級の下限額を約1万円減額する。
- ・専門職給料表も同様に、3等級の上限額及び2等級の下限額を約1万円減額する。
(現時点で影響を受ける職員は現給保障する。)

③扶養手当の見直しについて

行政職給料表の新3等級の給料月額の上限を減額したことに伴い、国家公務員の扶養手当支給基準に合わせて、現在、行政職3等級及び専門職3等級の職員の扶養手当(配偶者・父母等)を行政職現4等級と同額の6,500円とする。

④管理職手当の見直しについて(規則の規定事項)

行政職3等級・4等級の統合に伴い、現在、行政職3等級及び専門職3等級の職員の管理職手当を行政職現4等級と同額の85,000円とする。

⑤退職手当の調整額(役職加算)の見直しについて

行政職3等級・4等級の統合に伴い、現在、行政職3等級及び専門職3等級の職員の退職手当の調整額(役職加算)を行政職現4等級と同額の35,000円とする。

⑥給料表(間差)の見直しについて

現在、行政職給料表8等級及び技能職給料表4等級において、大学新卒の場合、採用直後に給料の号給間の差額(間差)が1,500円から500円になる。

若手職員の給料の他市との均衡とモチベーションアップのため、行政職給料表8等級及び技能職給料表4等級において、大学新卒の場合、入庁後5年間は間差1,500円とする。

(2)改正する条例

- ①箕面市一般職の職員の給与に関する条例
- ②箕面市職員退職手当条例

2 人件費の影響額

▲301万円(5年間)

[今後5年間の人件費影響額の年度別内訳]

(単位:万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間影響額	+406	+167	▲130	▲298	▲446

3 実施時期

令和4年4月1日

箕面市立老人いこいの家の指定管理者の指定について

人権文化部 人権施策室

箕面市立萱野老人いこいの家及び箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家について、それぞれ令和4年3月末をもって現在の指定管理期間が終了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次期指定管理者の候補者として、いずれの施設についても福祉サービスよってんかを提案します。

1 案件の概要

- (1)対象施設 箕面市立萱野老人いこいの家、箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家
- (2)指定管理期間 令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日 (5年間)
- (3)指定管理者候補 両施設とも、福祉サービスよってんか
- (4)指定管理料 (5年間)
 - ・箕面市立萱野老人いこいの家 64,167 千円 (12,833,265 円×5年)
 - ・箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家 49,077 千円 (9,815,319 円×5年)

2 選定理由

応募は、いずれの施設についても、福祉サービスよってんか1者であったが、提案内容を精査した結果、萱野老人いこいの家の管理・運営において豊富な実績を有する当該法人が、両施設の設置目的を効果的に達成できると判断したため。

箕面市立小野原多世代地域交流センターの 指定管理者の指定について

地域創造部 箕面営業室

箕面市立小野原多世代地域交流センターについて、令和4年3月末をもって現在の指定管理期間が終了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次期指定管理者の候補者として公益社団法人箕面市シルバー人材センターを提案します。

1 案件の概要

- (1)対象施設 箕面市立小野原多世代地域交流センター
(2)指定管理期間 令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日
(5年間)
(3)指定管理者候補 公益社団法人箕面市シルバー人材センター
(4)指定管理料 25,253 千円(5年間)

[5年間の指定管理料の年度別内訳] (単位:千円)

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
4,895	4,983	5,038	5,124	5,213

2 小野原多世代地域交流センターの設置と指定管理者指定の経緯

公共施設の空白地域であった小野原地域については、住民が集う地域交流・多世代交流の拠点を設置し、高齢者の豊富な知識と経験をもつ多くの会員を有するシルバー人材センターに施設の管理運営を委ねることとし、平成24年10月、同センターを指定管理者として小野原多世代地域交流センターがオープンしました。

また、当時、豊川支所内にあったシルバー人材センター東部事務所を当センターの事務所と統合することにより、施設管理経費の削減を図りました。

3 選定理由

箕面市立小野原多世代地域交流センター条例第4条第1項に基づき、シルバー人材センターから提出された事業計画等を審査した結果、以下の理由により、引き続き同センターを指定管理者候補者として提案するものです。

- ・同センターは現指定管理者であり、次世代を担う子どもたちへ高齢者がもつ知識、技能を伝える各種教室を開催するなど、施設の設置目的である「高齢者と次世代との交流」、「地域における世代を超えたふれあいの場の提供」に向け、適切な事業推進を行っている。
- ・同センターから提出された事業計画書及び収支計算書などを選定会議で審議し、今後も引き続き安定的かつ効果的な施設運営が期待できる。

箕面市立かやの広場の指定管理者の 指定管理期間の延長について

地域創造部 交通政策室

箕面市立かやの広場は、箕面萱野駅における民間事業者から交通広場上空を立体利用して整備する駅ビル等の事業計画の提案を受け、市と工事の進め方等を協議してきました。その結果、令和4年10月1日から令和6年3月31日までの間、工事ヤードとして活用することとなりました。それまでの間は、かやの広場の一般利用を継続することとし、現指定管理者の指定管理期間を6か月延長します。

1 現指定管理施設の概要

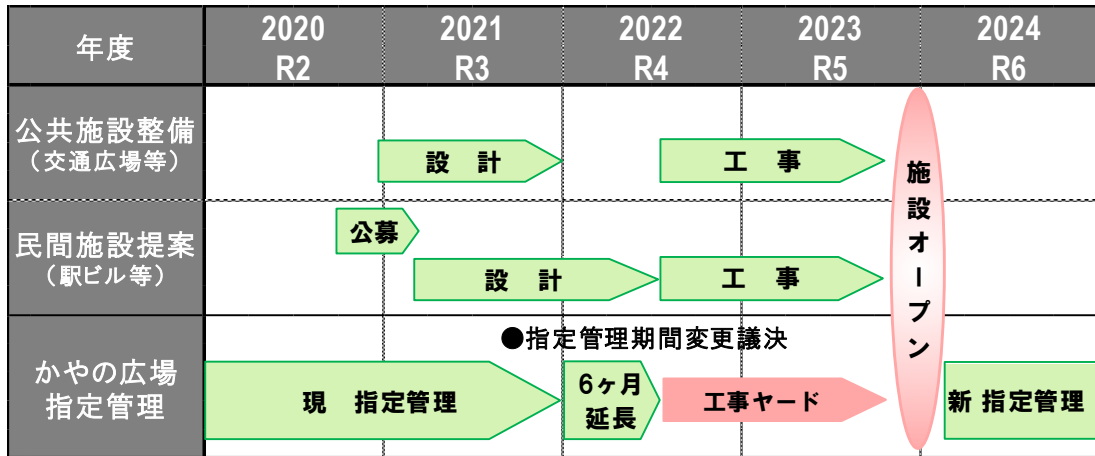
- (1)対象施設 箕面市立かやの広場
- (2)指定管理期間 平成28年(2016年)8月1日～令和4年(2022年)3月31日
- (3)指定管理者 東急不動産 SC マネジメント株式会社

2 指定管理期間延長の理由

- ・箕面市立かやの広場の指定管理期間については、箕面萱野駅における民間事業者から提案されるまちづくり拠点施設の事業計画及び工事計画が未確定であったことから、令和3年度の1年間、現指定管理者の指定期間を延長しました。
- ・令和3年3月に民間事業者からのまちづくり拠点施設の事業計画の提案を受け、4月に整備・運営する事業者を決定するとともに、市と工事計画等について協議してきました。
- ・その結果、令和5年度の鉄道開業に合わせたまちびらきを行うためには、鉄道工事や本市が整備する交通広場と並行して、駅ビルや高架下店舗の工事を進める必要があり、令和4年10月1日から令和6年3月31日までの間、隣接するかやの広場を閉鎖し、駅ビルの工事ヤードとして活用することとなりました。
- ・このような状況から、かやの広場を継続して活用できる令和4年9月30日までの間、引き続き現在の指定管理者で管理運営させることが効率的であるため、その指定管理期間の末日を令和4年3月31日から令和4年9月30日まで6ヶ月延長するものです。

3 スケジュールについて

令和6年度以降のかやの広場の指定管理者については、かやの広場及び周辺における工事進捗状況を踏まえ、改めて指定管理者を公募していくこととします。



予防接種健康被害の救済措置に伴う医療費・ 医療手当及び障害児養育年金の給付について

健康福祉部 地域保健室

- ◆ 平成26年6月に実施した予防接種の健康被害(当時1歳4か月)について、令和3年9月に医療費・医療手当が、令和3年10月に障害児養育年金が国において認定されました。
- ◆ 認定に伴い、予防接種法第15条に基づき、医療費・医療手当及び障害児養育年金の給付額を計上するものです。
- ◆ なお、医療費・医療手当の始期はワクチンを接種した平成26年6月から、障害児養育年金の始期は認知機能及び運動機能の遅れが平成27年4月頃に年金支給対象の状態にあったと認定され、平成27年5月からとなりました。

1 補正予算概要

【歳出】 扶助費	15,737 千円
	3,516 千円(医療費・医療手当)
	12,221 千円(2級障害児養育年金)
【歳入】	17,417 千円
府支出金	11,802 千円(予防接種事故救済等対策費補助金) 補助率3/4
保険金収入	5,615 千円(予防接種事故賠償補償保険金収入) 今回のみ
※「医療費・医療手当」「障害児養育年金」とともに費用負担は、府3/4、市1/4	

2 経過

平成 26 年	6 月	小児用肺炎球菌ワクチンを接種
平成 28 年	7 月	市が予防接種健康被害救済制度に係る申請を受理
	11 月	箕面市予防接種健康被害調査委員会を開催
平成 29 年	1 月	国へ健康被害調査報告書を進達
平成 30 年	8 月	国において「不認定」とされる
	9 月	市が不支給処分を実施 ※市町村は国の認定に拘束される
	11 月	大阪府に不支給処分に係る審査請求がなされる
令和 2 年	12 月	審査請求が「容認(原処分取消)」となる
令和 3 年	2 月	国へ「医療費・医療手当」と「障害児養育年金」を進達
	9 月	市へ医療費及び医療手当を「認定する」審査結果通知が届く
	10 月	市へ障害児養育年金を「認定する」審査結果通知が届く

3 給付の概要

(1) 救済の対象となった予防接種

小児用肺炎球菌ワクチン

(2) 医療費及び医療手当

・予防接種を受けたことによる疾病について、医療に要した費用及び入院・通院に必要な諸経費を支給するもの。

① 給付対象者：児童

② 疾 病 名：慢性小脳炎

③ 認 定 期 間：平成26年6月24日から治癒まで

④ 医 療 費：保険診療の自己負担額分等

⑤ 医 療 手 当：月の通院・入院日数により金額が異なる

・1か月に3日以上通院、8日以上入院 月額 37,000 円(令和3年度分)

・1か月に3日未満通院、8日未満入院 月額 35,000 円(令和3年度分)

・1か月に入院と通院がある場合 月額 37,000 円(令和3年度分)

(3) 障害児養育年金、介護加算

・予防接種を受けたことにより政令に定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育するかたに支給するもの。

① 給付対象者：当該児童の保護者

② 障 害 名：精神運動発達遅滞

③ 等 級：2級

④ 認 定 期 間：平成27年4月2日から障害の状態に変化が生じるまで
(給付開始は5月分から)

⑤ 給 付 額：年金 1,266,000 円、介護加算 562,900 円(令和3年度分)

4 その他

今回の補正予算では、令和3年度中に給付するものを計上し、医療費及び医療手当は、平成26年6月分から令和4年3月分の合計 3,515,140 円、障害児養育年金は、平成27年5月分から令和3年12月分の合計 12,220,875 円となります。

豊能広域こども急病センターの収支差補助金の追加交付について

健康福祉部 地域保健室

新型コロナウイルス感染症の影響による受診者の減少により、豊能広域こども急病センター運営費の収支の不足を補うため、68,834 千円の補助金を追加交付します。

1 補正予算概要

【歳出】

補助金 68,834 千円(豊能広域こども急病センター運営費補助金)

【歳入】

保健衛生費負担金 34,416 千円
(3市2町の豊能広域こども急病センター運営費負担金)

2 豊能広域こども急病センターの概要について

- (1) 豊能広域こども急病センターは、夜間・休日の小児初期救急における医師不足を解消するため豊能二次医療圏(構成市町:豊中市・吹田市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)内で小児救急を集約し、平成16年4月に開設しました。
- (2) 豊能広域こども急病センターは、指定管理者である一般財団法人箕面市医療保健センターが運営しています。
- (3) 運営費の収支差不足は、箕面市が50%を負担し、その他の構成市町で50%を負担しています。その他の構成市町の負担割合は、人口割と受診者割により算定しています。

3 新型コロナウイルスによる影響と収支見込額について

新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、第1・第2四半期の受診者数は、コロナ感染症発生以前の令和元年度に比べ約50%減少しており、年間受診者数は、令和元年度 28,695 人に比べ 16,109 人の減少、68,834 千円の収支不足が生じる見込みとなっています。

このような状況を踏まえ、令和3年度豊能広域こども急病センター運営費補助金(当初

予算額 1 億 2 千万円・4月交付済み)に 68,834 千円の追加交付を提案するものです。
なお、構成市町においても予算の補正を予定しています。

4 収支差補助金の状況

(単位:千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
補助額	53,359	19,717	27,987	120,000	120,000
追加補助額	0	0	0	166,531	68,834
補助額の計	53,359	19,171	27,987	286,531	188,834

(参考)

【令和3年度収支差の見込額】

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収入	22,163	29,386	23,540	24,242	17,652	14,195	12,795	11,615	13,550	14,184	13,358	12,619	209,299
支出	39,710	42,026	29,612	30,862	30,925	28,002	30,068	28,880	39,630	35,846	28,101	34,471	398,133
差引	-17,547	-12,640	-6,072	-6,620	-13,273	-13,807	-17,273	-17,265	-26,080	-21,662	-14,743	-21,852	-188,834
累計	-17,547	-30,187	-36,259	-42,879	-56,152	-69,959	-87,232	-104,497	-130,577	-152,239	-166,982	-188,834	
R3受診人数	1,194	1,587	1,302	1,377	1,024	848	850	787	918	950	905	844	12,586
R1受診人数	2,414	2,907	2,200	2,202	2,096	2,452	1,875	1,831	3,229	3,704	2,710	1,075	28,695

※9月までは実績値

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律 施行条例の改正について

みどりまちづくり部 審査指導室

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)が令和3年5月に公布され、関係政令等の公布を経て令和4年2月20日から施行されることに伴い、長期優良住宅の認定申請に係る手数料の改定等を行うため、条例の一部を改正します。

1 法律改正のポイント（長期優良住宅関連）

(1) 共同住宅等における住棟単位認定

共同住宅等の認定が、区分所有の住戸単位から、管理組合による住棟単位へと変更される。

(2) 認定審査の手法等の変更

① 認定審査の手法について、住宅性能表示制度に基づく「性能評価書」による申請が廃止されるとともに、申請添付図書の名称が「適合証」から「確認書」に変更される。

② 行政庁の認定審査項目に「住戸面積」、「維持保全計画」、「災害配慮基準(今回の改正により、災害の危険性が特に高いエリアは、原則として長期優良認定住宅の認定対象から除外される。)」が新たに追加される。

③ 一戸建ての併用住宅は、面積によらず「戸建て住宅」としての認定へと変更される。

2 条例改正の概要

(1) 「共同住宅等」に係る認定が、住戸単位から住棟単位へと変更されるため、認定手数料の1戸あたりの下限値を廃止する。

(2) 「性能評価書」による申請が廃止されるため、手数料の表を修正する。

(3) 申請添付図書の名称が「適合証」から「確認書」に変更されるため、文言を修正する。

(4) 認定審査項目が追加されるため、審査にかかる時間を手数料に反映する。

(5) 「一戸建ての併用住宅」が「一戸建て住宅」としての認定へと変更されるため、手数料の表を修正する。

【新築・増改築認定申請手数料】

申請手数料		現行			改正後		
申請単位		住戸単位			住棟単位		
申請ルート		適合証有	性能評価書有	無し	申請ルート	確認書有	無し
		新築	新築	新築		新築	新築
		増改築	増改築	増改築		増改築	増改築
一戸建て住宅	200㎡以下	12,000	24,000	74,000	一戸建て住宅 又は一戸建ての 併用住宅	15,000	84,000
		17,000	-	111,000			
	200㎡超	24,000	41,000	135,000		20,000	100,000
		34,000	-	201,000			
共同住宅等 (一戸建ての 併用住宅を含む)	200㎡以下	12,000	74,000	74,000	共同住宅等	27,000	147,000
		17,000	-	111,000			
	200㎡超 500㎡以下	24,000	74,000	135,000		38,000	219,000
		34,000	-	201,000			
	500㎡超 1000㎡以下	40,000	120,000	216,000		44,000	234,000
		58,000	-	325,000			
	1000㎡超 3000㎡以下	70,000	232,000	430,000		76,000	464,000
		98,000	-	635,000			
	3000㎡超 5000㎡以下	125,000	394,000	768,000		130,000	811,000
		175,000	-	1,142,000			
	5000㎡超 10000㎡以下	225,000	629,000	1,330,000		227,000	1,380,000
		314,000	-	1,967,000			
	10000㎡超	378,000	1,136,000	2,446,000		379,000	2,533,000
		520,000	-	3,629,000			
	戸あたり下限値		3,000	7,000		14,000	戸あたり下限値は廃止

【変更認定申請手数料】

変更申請手数料		現 行		改正後			
申請単位		住戸単位		住棟単位			
申請ルート	適合証有	無し	申請ルート	確認証有	無し		
	新築	新築		新築	新築		
	増改築	増改築		増改築	増改築		
面積区分なし	3,000	14,000	一戸建て住宅 又は一戸建ての 併用住宅	3,000	14,000		
	4,000	21,000		4,000	21,000		
資金・維持保 全計画のみ	-	3,000	共同住宅等	500㎡以下	5,000	25,000	
		4,000		8,000	37,000		
500㎡超	9,000	40,000					
	1000㎡以下	14,000		60,000			
	1000㎡超	13,000		77,000			
	3000㎡以下	20,000		116,000			
	3000㎡超	24,000		140,000			
	5000㎡以下	36,000		210,000			
	5000㎡超	41,000		243,000			
	10000㎡以下	61,000		365,000			
10000㎡超	67,000	447,000					
	100,000	670,000					
資金・維持保 全計画のみ				3,000	3,000		



箕面市立青少年教学の森野外活動センターの 指定管理者の指定について

子ども未来創造局 青少年育成室

- ◆ 箕面市立青少年教学の森野外活動センターについては、令和3年4月から一時休所し、民間事業者の力を最大限活かして市民ニーズにあった魅力的な施設にするために検討をすすめ、8月に指定管理者を募集しました。
- ◆ 地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次期指定管理者の候補者として、株式会社OUTDOOR LIVINGを提案します。
- ◆ また、指定管理者候補者の提案を受け、施設改修費用の一部を、2億円を上限に市が負担します。この市負担相当額については、指定管理者候補者が、指定管理期間を通じて納付金として市に納付します。

1 指定管理者の指定について

- (1)対象施設 箕面市立青少年教学の森野外活動センター
- (2)指定管理期間 令和4年(2022年)3月1日～令和19年(2037年)6月30日
(15年4ヶ月間)
- (3)指定管理者 株式会社OUTDOOR LIVING
- (4)指定管理料 ・なし(運営経費)
・2億円(施設改修費)・・・債務負担行為の設定

2 選定理由

応募者は「株式会社OUTDOOR LIVING」1者。本事業者は全国で11箇所のキャンプ場・バーベキュー施設等の運営の実績があり、提案内容を審査した結果、本施設の設置目的を効果的に達成できると判断したため。

【候補者からの主な提案内容】

- 教学の森では、様々なスタイルのキャンプが体験できるサイトやロッジに加え、シアター、コワーキングエリア等、幅広い世代の利用を想定し、多様なニーズに対応できる施設・設備の改修を提案。
- 事業実施による収益のうち、15年4ヶ月間で総額約2.4億円の納付金等を市に納付。



3 施設改修費用について

○施設改修費用	総額 3.5 億円
○指定管理者候補者負担額	1.5 億円
○市負担額	2 億円(上限)
○市への納付金等(15年4ヶ月間)	2.4 億円

※費用総額が変更になる場合は市と候補者で協議するものとするが、市の負担額は 2 億円が上限。

※施設改修は、速やかに工事を開始する必要があるため、債務負担行為を設定。

【施設改修概要】

- ・キャンプ場 ファミリーVIP サイト、ロッジサイト、フリーキャンプサイトの整備
- ・本館 全天候型インドアキャンプ、レストラン
- ・管理棟 カフェレストラン、コワーキングエリア、シアター、室内農園、ルーフトップカフェ

4 今後のスケジュール

令和3年11月	「箕面市立青少年教学の森野外活動センターの管理に係る協定」締結 (議決の停止条件付き)
12月	12月議会 指定管理者の指定及び補正予算について提案
令和4年 3月	施設改修着工
7月	一部オープン
令和5年 4月	全面オープン

箕面新稲の森インフラ整備について

子ども未来創造局 青少年育成室

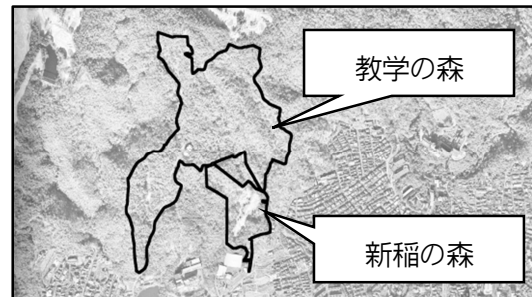
- ◆ 箕面新稲の森について、青少年教学の森野外活動センターと一体的に活用するため指定管理者に普通財産の貸付を行います。
- ◆ 貸付を行うにあたり、アクセス道路、トイレ等のインフラ整備を行います。
- ◆ 市の整備負担額は、指定管理者が貸付料として市に納付する金額の範囲内となります。

1 歳出予算概要

【歳出】 工事請負費 99,800 千円

2 箕面新稲の森の活用について

- ・新稲の森は、教学の森の指定管理者に普通財産として貸付け、オートキャンプ場・フリーテントサイト等として活用し、教学の森とは別の形態のキャンプ体験が出来る場を提供します。
- ・貸付地は、新稲の森の一部(平坦部)約 6,000 m²で、貸付期間は、令和5年7月から令和19年6月です。



3 箕面新稲の森のインフラ整備について

- ・貸付を行うにあたり、市が新稲の森へのアクセス道路・水道・電気・トイレなどを整備します。整備後の維持管理は、指定管理者が行います。
- ・整備費用は、9,980 万円を見込んでいます。なお、指定管理者は貸付料を市に納付予定で、この金額の範囲内で整備します。

◆インフラ整備(市実施) 9,980 万円

(内訳) アクセス道路の整備 2,200 万円

下水道の整備 1,300 万円

上水道の整備 1,900 万円

公衆トイレの整備 4,580 万円

(電気工事含む)

◆土地の貸付料(市歳入) 1 億 335 万円

※市のインフラ整備完了後に貸付



4 箕面新稲の森の整備概要について

1. 公衆トイレ設置

男子トイレ(大1、小2)、女子トイレ(大2)

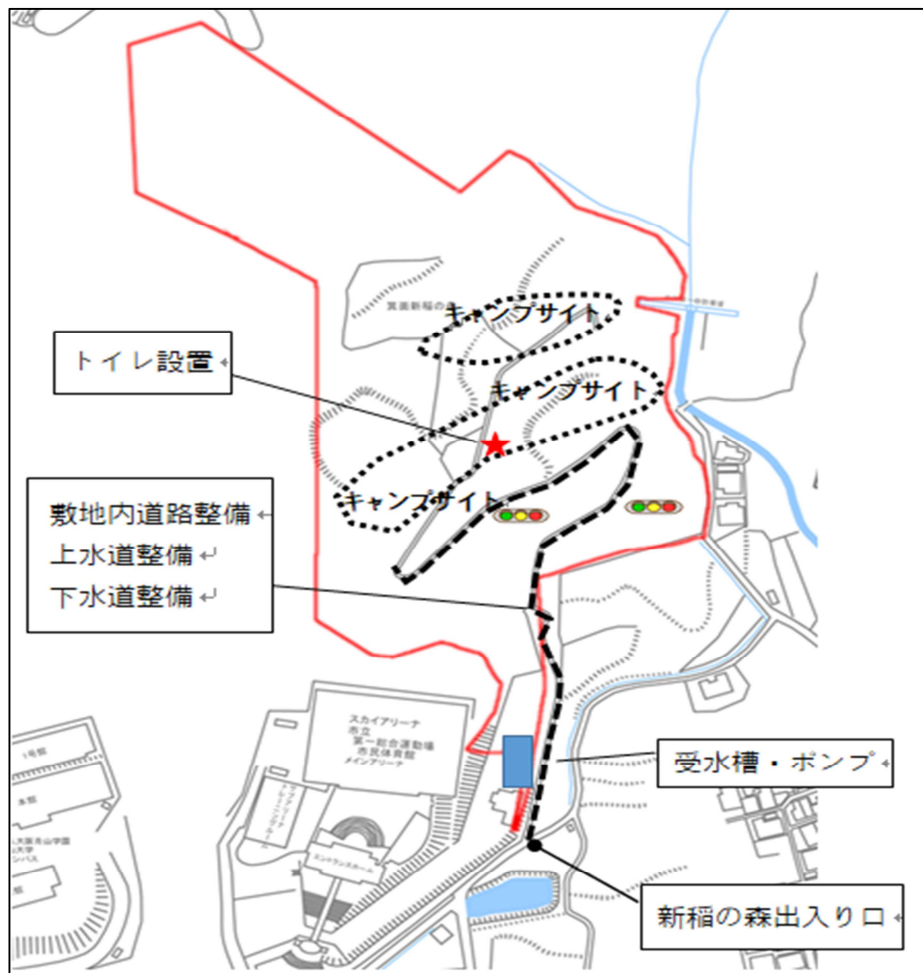
多目的トイレ(大1、オストメイト1、ベビーシート1)

2. 電気設備

3. 受水槽・ポンプ室設置

4. 敷地内道路整備(拡幅、舗装)

5. 上水道・下水道整備



5 今後のスケジュールについて

令和3年12月 12月議会 工事費予算提案

令和4年 1月 インフラ工事着工

令和5年 3月 インフラ工事完成

7月 新稲の森工事着工

令和6年 4月 オープン



支援教育充実検討準備事業について

子ども未来創造局 人権施策室

- ◆ 平成30年に本市の中学校で支援学級在籍生徒を対象としたいじめ重大事態事案が発生し、令和2年3月より箕面市いじめ重大事態第三者委員会による調査を実施しました。
- ◆ 令和3年8月、「箕面市立中学校生徒のいじめ申立に関する調査報告書」がまとめられ、いじめが発生した要因について、本市の支援教育において、インクルーシブ教育で必要とされる合理的配慮が不十分であると、特に厳しい指摘を受けたことから、再発防止と教育内容の充実を図るため、本市の支援教育の充実方策について検討を行います。
- ◆ 検討に当たっては、支援学級在籍児童生徒の急増に伴う様々な課題が考えられることから、令和3年度中にまずは本市支援教育の現状の整理等を行い、専門家からのアドバイス等を受けながら、徹底した課題の洗い出しを行います。
- ◆ その後、令和4年度より学識経験者も入った（仮称）箕面市支援教育充実検討委員会を設置して、早期に支援教育充実のための方針を策定します。

1 補正予算概要

【歳出】	支援教育充実検討準備事業	706 千円
	・特別旅費 他市事例視察及び専門機関相談	650 千円
	・講師謝礼 委員会準備 WG 講師謝礼	56 千円

2 検討にいたる経緯

- 平成30年、本市の中学校で支援学級在籍生徒を対象としたいじめが発生し、保護者の要望を受け、令和2年3月より 箕面市いじめ重大事態第三者委員会による調査を実施。
- 令和3年8月、「箕面市立中学校生徒のいじめ申立に関する調査報告書」がまとめられ、事実関係の調査検証を踏まえ、再発防止に関する提言を受領。
- 9月から10月にかけて、市及び市教育委員会において、この提言を踏まえた今後の取り組み方針を検討し、11月1日の総合教育会議において、箕面市いじめ重大事態第三者委員会からの提言を受けての今後の本市の取り組みについて方向性を確認。
 - * 取り組み方針の検討に際しては、箕面市いじめ問題対策連絡協議会、箕面市いじめ等調整委員会、箕面市いじめ重大事態第三者委員会等の意見を聴きながら検討。被害保護者や代理人弁護士にも説明し、決定。
- 提言では、箕面市いじめ防止基本方針等の見直しなど8項目について言及され、速やかに取り組むこととしている。加えて、報告書の中で、いじめが発生した要因について、本市の支援教育において、インクルーシブ教育で必要とされる合理的配慮が不十分であると、特に厳しい指摘を受けたことから、再発防止と教育内容の充実を図るため、支援教育の充実方策の検討について早急に着手する。



3 事業概要

○令和4年度当初に設置を検討している(仮称)箕面市支援教育充実検討委員会の早期開催に向け、学校の教職員も参加する委員会準備WGを立ち上げて次の事項について取り組みます。

- ①本市における支援教育の現状課題の洗い出し
- ②他市(先進事例、同規模)の支援教育の取り組み状況の聴き取り調査
- ③学識経験者や国の専門機関からの意見聴取

○本市の支援教育の実情を十分に踏まえた検討を行っていくため、今後設置を予定している(仮称)箕面市支援教育充実検討委員会に委員として参加いただく学識経験者を慎重に専任し、よりスムーズなスタートが出来るように準備します。

4 今後の取り組みスケジュール(予定)

- 令和4年 1月～ 3月 委員会準備期間(委員会準備WGの開催)
- 2月～ 3月 条例案及び関係予算提案
- 4月 (仮称)箕面市支援教育充実検討委員会を附属機関として設置
- 4月～12月 諮問・調査検討審議 → 答申・方針決定
- 令和5年 1月～ 3月 新年度へ向けた準備期間
- 4月～ 新たな支援教育の実施・検証

議会説明資料 第101・102号議案

箕面市立幼保連携型認定こども園条例の制定、 箕面市立保育所条例及び箕面市立保育所・幼稚園民 営化法人選定委員会条例の一部改正について

子ども未来創造局 保育幼稚園総務室

- ◆ 令和3年8月に策定された「新箕面市アウトソーシング計画」で、公立幼稚園・保育所を再編・整備し、市立認定こども園を設置する方針が決定されたことに伴い、「箕面市立幼保連携型認定こども園条例」を制定します。
- ◆ また、「新箕面市アウトソーシング計画」に基づく公立保育所の段階的な民営化の実施に伴い、「箕面市立保育所条例」及び「箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例」の一部を改正します。

1 市立認定こども園の開設等の概要

園所名／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
かやの幼稚園				▶（仮称）ちゅうぶ認定こども園（施設分離型）			
なか幼稚園							
萱野保育所							
せいなん幼稚園							▶（仮称）せいぶ認定こども園
桜ヶ丘保育所							▶乳児特化型保育園(民営化) ※
とよかわみなみ幼稚園							▶（仮称）とうぶ認定こども園
東保育所							▶乳児特化型保育園(民営化) ※
稲保育所			▶民営化				

※0～2歳の保育園

2 市立幼保連携型認定こども園条例の制定等

(1)「箕面市立幼保連携型認定こども園条例」制定の件

施行期日：令和6年4月1日

①（仮称）ちゅうぶ認定こども園を設置

〈関連条例の一部改正〉

- ・箕面市立保育所条例の改正（萱野保育所を廃止）
- ・箕面市立幼稚園条例の改正（かやの幼稚園・なか幼稚園を廃止）

施行期日：令和9年4月1日

②(仮称)せいぶ認定こども園・(仮称)とうぶ認定こども園を設置

〈関連条例の廃止〉

・箕面市立保育所条例の廃止(桜ヶ丘保育所・東保育所を廃止)

・箕面市立幼稚園条例の廃止(せいなん幼稚園・とよかわみなみ幼稚園を廃止)

《その他関連条例の一部改正(文言整理)》

・箕面市一般職の職員の給与に関する条例の改正(保育教諭の追加)

・市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の改正

・箕面市行政手続条例の改正

・箕面市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正

(2)「箕面市立保育所条例」及び

「箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例」の一部改正

施行期日：令和5年4月1日

①箕面市立保育所条例の改正(稲保育所を廃止)

②箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例の改正

(稲保育所を削除し、桜ヶ丘保育所と東保育所を追加)



議会説明資料 第98号議案

箕面市立箕面文化・交流センターの 指定管理期間の延長について

子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室

箕面市立箕面文化・交流センターは、みのおサンプラザ1号館の建替事業協力者が提案した事業想定スケジュールの変更に伴い、令和4年度(2022年度)においても同センターの貸室利用が可能となったことから、現指定管理者の指定管理期間を当面1年間延長します。

1 現指定管理施設の概要

- (1)対象施設 箕面市立箕面文化・交流センター
- (2)指定管理期間 平成23年(2011年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
- (3)指定管理者 箕面都市開発株式会社
- (4)指定管理料 34,834 千円(令和3年度(2021年度))

2 指定管理期間延長の理由

- ・箕面文化・交流センターが設置されている、みのおサンプラザ1号館の建替事業協力者が、本年7月に提案した事業想定スケジュールでは、建物明け渡しが令和5年(2023年)夏頃となりました。
- ・これに伴い、令和4年度(2022年度)の1年間、同センターの貸室利用を延長することとしたことから、現指定管理者の指定管理期間の末日を、令和4年(2022年)3月31日から令和5年(2023年)3月31日まで当面1年間延長するものです。

3 延長期間の指定管理料

- ・34,834 千円(令和4年度(2022年度)) ※令和3年度と同額



箕面市立総合運動場指定管理期間の延長について

子ども未来創造局 保健スポーツ室

箕面市立総合運動場の指定管理期間については、総合水泳・水遊場整備が休止した中での埋立造成地の今後の暫定的な活用方法について検討中であるため、現指定管理者の指定管理期間を当面1年間延長します。

1 現指定管理施設の概要

- (1)対象施設 箕面市立総合運動場
- (2)指定管理期間 平成23年(2011 年)4月1日～令和4年(2022 年)3月31日
- (3)指定管理者 ミズノグループ
- (4)指定管理料 72,214 千円(令和3年度(2021 年度))

2 指定管理期間延長の理由

- ・総合運動場の指定管理に関し、令和3年度の1年間、現指定管理者の指定管理期間を延長した次の2つの理由について、
 - ①「第一総合運動場と箕面新稲の森との一体的なあり方の検討に関して」
箕面新稲の森が箕面市立青少年教学の森野外活動センターと一体的に活用することを決定し、これにより延長理由の一つは解消されます。
 - ②「総合水泳・水遊場整備を休止決定したことに関して」
総合水泳・水遊場整備予定地の埋立造成を令和3年度中の完了を目途に工事を進めているものの、埋立造成地の今後の暫定的な活用方法について現在も検討中であり、この延長理由は解消できておりません。
- ・このような状況から、現指定管理者の指定管理期間の末日を、令和4年(2022 年)3月31日から令和5年(2023 年)3月31日まで当面1年間延長するものです。

3 延長期間の指定管理料

- ・72,214 千円(令和4年度(2022 年度)) ※令和3年度と同額